

序 章

神奈川大学の歴史は 1928（昭和 3）年に、商工業が栄え人口も 60 万人を超えてすでに大都市化していた横浜において、労働人口の大多数を占める若者の教育の必要性を痛感した米田吉盛が、夜間部のみの高等教育機関として、横浜桜木町の地に創設した「横浜学院」にはじまる。翌年専門学校令によって「横浜専門学校」と改められると同時に「法学科」が開設され、以来横浜における唯一の法学教育の拠点として、横浜専門学校、新制神奈川大学へとその役割が受け継がれ、多数の法的素養を身につけた人材を育成し世に送り出してきた。

本学法学部は、弁護士を中心とした法曹を、これまでに多数輩出してきた。とはいえ、法学部において、従来からそのような法曹養成に重点がおかれてきたわけでは決してなかった。そこで培われた法的素養を生かす職業として、多くの卒業生は民間企業への就職ばかりでなく、地方公務員や警察官などを選択してきた。その意味で、わが法学部が主に担ってきたものは、神奈川県をはじめとする各地の自治体における職員の供給源としての役割であり、また法的思考力を備えた人材を各種民間企業へ多数輩出する役割である。

先に行われた司法制度改革において、新たに法科大学院を設置して、そこでの教育を通じて法曹の養成を行うことが提案されたのに伴い、本学においても、上記のような法学部の伝統を踏まえ、地域密着型法曹養成を理念として、神奈川大学大学院法務研究科（以下、本研究科）を、2004（平成 16）年 4 月に開学し、2008（平成 20）年 3 月末を以って 4 年が経過した。

本研究科は、学校教育法第 69 条の 3 第 3 項に規定する認証評価を契機として、研究教育水準の一層の向上をはかり、かつ、適格認定を受けることにより、本研究科が法科大学院としての社会的責務を担うに十分な質を確保していることを社会に広く保証するため、大学基準協会に 2008（平成 20）年度の法科大学院認証評価の申請を行うことを、2006 年 6 月 21 日開催の本研究科委員会で決定した。その後、神奈川大学及び神奈川大学大学院における自己点検・評価活動の統括組織である「神奈川

大学自己点検・評価全学委員会」(以下、全学委員会)において全学的に承認された(2006年11月10日)。

申請に向けた自己点検・評価作業は、2007年5月23日開催の本研究科委員会(教授会相当)において設置された「法科大学院認証評価に関する小委員会」(以下、小委員会)を中心に行った。小委員会は、本研究科委員長に加え、安達和志、鶴藤倫道、矢口俊昭の3教授を構成員とした。

小委員会は、2007年6月20日に、評価項目ごとに統括担当者を指名し、あわせて専任教職員の間での点検・評価作業の分担を行った。小委員会は、7月末までに各統括担当者を通じて提出された作業結果をとりまとめ、必要な追加作業を適宜指示するなどした後、8月17～18日にかけて専任教職員全員が一同に会する討議の場を招集し、作業結果についての集中的な意見交換を行った。

小委員会は、9月上旬にかけて総まとめの作業を行い、報告書案を9月12日開催の本研究科委員会に提出した。本研究科委員会は、必要な字句の修正等を施した後、本報告書の草案を大学基準協会に提出することを決定し、10月末日に提出した。

その後、同協会事務局から草案に対するコメントを受け、小委員会を中心に推敲を重ねると共に、データの整合等を慎重に確認したうえで、本報告書の編集作業を進め、2008年2月18日開催の本研究科委員会、同日開催の全学委員会、続いて同年3月10日開催の大学院委員会において、本報告書を同協会に提出することについてそれぞれ承認を受け、提出に至った。